

戸籍事務の電算化により 住民サービスの向上を



問 国は、「電子政府・電子自治体」実現のため、国及び地方自治体の各種事務のコンピュータ化、オンライン化を進めている。

戸籍の電算化については、平成6年に戸籍法が改正されて実施可能となつたところであり、法改正から10年以上が経過し、全国的には7割近くの自治体で導入されているものの、道内では普及が遅れているといわれている。

戸籍の電算化は、現在、紙で管理されている戸籍の劣化や破損が防げるということに加え、戸籍謄本の交付時間の短縮が図られ、窓口での待ち時間が大幅に短縮されるというメリット、いわば住民サービスの向上につながることである。

本町では、これまでに、住民票の管理・交付事務や種事務の電算化を進め、事務の効率化と住民サービス

- ①他の各自治体における戸籍電算化の状況について
- ②導入した場合の行政効果

及び導入に係る経費、また、今後の取り組みについて

町長 ①平成18年3月末現在で、全国では64・5%の市町村が戸籍事務の電算化を終えている。北海道では、9市18町1村、19・6%ということで、大変遅れている。十勝管内においては、帯広市が導入に着手したが、実際に稼動している市町村はない。

②行政効果については、住民サービス向上という点では、戸籍の謄抄本等の窓口における発行時間が短縮され、転籍や婚姻などで、新たに戸籍を編成した場合、届出から謄抄本の発行までの日数が短縮される。

事務処理上においても、複雑で専門的な戸籍の記載事項がパターン化され、編制事務の簡素化や、経験の少ない職員でも処理が可能となり、編纂、保管作業が必要となるほか、人口動態調査事務の合理化が図られ、機械保存となるため、現在の戸籍のような、長年経過による紙質の劣化によ

る破損、文字が薄れて読みづらくなるといった心配がなくなり、常にきれいな戸籍謄抄本が提供できる上、保管用のキャビネットが不要となり、省スペース化が図られることから、行政効果として期待できる。

導入に係る経費については、現在のところ、1億3千円から4千円と想定している。

は、全国の市町村が進めていくと思うが、非常に多くの経費を要し、導入に係る財源の確保など、今後検討していく必要があり、財源の手当てを十分見極めながら、早急に対応したい。



忠類総合支所住民課窓口

